

野田市・関宿町合併協議会だより [第9号]

【発行】野田市・関宿町合併協議会(〒278 8550野田市鶴奉7の1野田市役所) 04 7125 1111・内線2713～15 / 【発行】平成15年(2003)4月15日

関宿町版

6月6日、関宿町から野田市へ...

～合併後の各種取り扱いについてお知らせします～

野田市と関宿町は、本年6月6日に合併し、新しい「野田市」に生まれ変わります。

これまでも合併後の各種取り扱いについては「協議会だより」でお知らせしてきましたが、改めて町民の皆さんが疑問に思われる点についてお知らせします。

なお、新市の主な施設や各種手続き、窓口案内

などにつきましては、わかりやすくまとめた「市民ガイドブック 暮らしの便利帳」を5月中旬頃に各世帯にお配りする予定ですので、詳しくはそちらをご覧ください。

本号は「野田市版」、「関宿町版」の2種類を作成し、それぞれ市民・町民の皆さんに配布しています。

目次

合併後の町名・字名はこうなります	1 P	・教育	10 P
合併に伴う住所変更手続き	2 P	・国民健康保険	11 P
新市のくらしはこうなります	5 P	・介護保険	12 P
・届出・証明書	5 P	・国民年金	12 P
・健康	5 P	・税金	12 P
・福祉	6 P	・生活	13 P
・男女共同参画	10 P	・商業	16 P

合併後の町名・字名はこうなります

平成15年6月6日から住所及び戸籍の町名・字名が以下のとおり変更となります。なお、番地の変更はありません。

現在の表示	合併後の表示
東葛飾郡関宿町大字内町	野田市関宿内町
東葛飾郡関宿町大字江戸町	野田市関宿江戸町
東葛飾郡関宿町大字江戸町飛地	野田市関宿江戸町飛地
東葛飾郡関宿町大字三軒家	野田市関宿三軒家
東葛飾郡関宿町大字関宿町	野田市関宿町
東葛飾郡関宿町大字台町	野田市関宿台町
東葛飾郡関宿町大字元町	野田市関宿元町
東葛飾郡関宿町大字元町飛地	野田市関宿元町飛地

現在、住所及び戸籍に「大字」がついている方は、6月6日以降「大字」の表示がなくなります。

上記以外 (例) 東葛飾郡関宿町東宝珠花 東葛飾郡関宿町木間ヶ瀬	東葛飾郡関宿町 野田市に 変更となります。 野田市東宝珠花 野田市木間ヶ瀬
---	--

合併後の市外局番は変わりません。



合併後の郵便番号は変わりません。



合併に伴う住所変更手続き

住所の表示変更に伴い、住所変更手続きの必要性等について、その主なものをお知らせいたします。なお、住所変更を必要とするものはほとんどありませんが、特別の事情がある場合は、別途手続きが必要となる場合もありますので、下表を参考にそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

また、表中の名称や問い合わせ先名などは現在の名称を使用していますので、新市において変更となる場合もあります。

役場関係で手続きが『不要』なもの

項 目	問合せ先 摘 要	項 目	問合せ先 摘 要
住民票	関宿町住民課（野田市市民課）	介護保険被保険者証	関宿町厚生課（野田市介護保険課）
戸籍	合併前に発行した証明書等は合併後も原則有効ですが、あらかじめ提出先にお問い合わせください。	介護保険標準負担額減額認定証	新しい被保険者証を5月末日までに郵送しますので6月6日からはそちらをお使いください。 なお、認定証は申請のご案内をお送りしますので、その後に手続きを行ってください。
印鑑登録証明書		介護保険特定標準負担額減額認定証	
外国人登録原票記載事項証明書		介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	
<p>Registration Certificate of Foreigner's Registration Card The certificates are valid after the merger with Noda City (June 6, 2003) in principle. However, be requested to contact with the section in charge for the certificates which have issued before the merger.</p>			
印鑑登録証	関宿町住民課（野田市市民課）	母子家庭等医療費受給者証	関宿町厚生課（野田市児童家庭課）
	現在お使いの印鑑登録カードは6月6日以降、印鑑登録交付申請時に新しいカードに無料で交換します。（本庁、支所、出張所）	児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。
		特別児童扶養手当証書	
		児童手当、母子・寡婦福祉資金を受けている方の住所	
外国人登録証明書	関宿町住民課（野田市市民課）	税等の証明書（住民税、納税、固定資産課税台帳登録事項、法人住所証明など）	関宿町税務課（野田市課税課・収税課）
	合併後、窓口で証明書が提示されたときに変更内容を裏面に記載します。		住所変更の手続きは必要ありません。
	<p>Alien Registration Certificate On production of the certificate at the counter after the merger, the change of the name of the town will be described in the back of the certificates. (Sekiyado Town Noda City)</p>		
国民健康保険被保険者証	関宿町住民課（野田市国保年金課）	身体障害者手帳療育手帳	関宿町厚生課（野田市社会福祉課）
国民健康保険高齢受給者証	新しい被保険者証を5月末日までに郵送しますので6月6日からはそちらをお使いください。	精神障害者保健福祉手帳	住所変更の手続きは必要ありません。
国民健康保険標準負担減額認定証	関宿町住民課（野田市国保年金課）	通院医療費公費負担、精神障害者通院医療費公費負担患者票	
国民健康保険特定疾病療養受療証	関宿町住民課（野田市国保年金課）	心身障害者扶養年金を受けている方の住所	
	新しい特定疾病療養受療証を5月末日までに郵送しますので6月6日からはそちらをお使いください。		
国民年金被保険者、年金受給者の住所	関宿町住民課（野田市国保年金課）	原動機付自転車等標識および同交付証明書	関宿町税務課（野田市課税課）
	住所変更の手続きは必要ありません。		住所変更の手続きは必要ありません。 現在お使いのナンバープレートは、合併後もそのまま使用できます。
農業者年金被保険者、年金受給者の住所	関宿町農業委員会事務局（野田市農業委員会事務局）	水道及び下水道使用者の住所	関宿町水道事務所、下水道課（野田市水道部業務課、下水道課）
	住所変更の手続きは必要ありません。		住所変更の手続きは必要ありません。
老人保健医療受給者証	関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）	幼稚園、学校等への住所届	関宿町学校教育課（野田市学校教育課）
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	新しい受給者証、認定証、受療証を5月末日までに郵送しますので6月6日からはそちらをお使いください。		幼稚園、小学校、中学校、県内の公立高校については住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、国立、私立の学校等については個々にご確認ください。
老人保健特定疾病療養受療証			

項 目	問合せ先
	摘 要
保育所、学童保育所への住所届	関宿町厚生課（野田市児童家庭課） 住所変更の手続きは必要ありません。
交通災害共済会員証	関宿町総務課（野田市市民生活課） 住所変更の手続きは必要ありません。 （有効期限は平成15年8月31日）

官公署等の関係で手続きが『不要』なもの

項 目	問合せ先
	摘 要
電話帳に記載されている住所	局番なしの116番 住所変更の手続きは必要ありません。
郵便貯金通帳等	各郵便局 住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、住所を記載したもので、住所変更を希望される場合は、郵便局窓口で手続きを行ってください。
郵便貯金キャッシュカード	
簡易保険証書	
電気使用者の住所	東京電力(株)東葛支社（0120-995-555） 住所変更の手続きは必要ありません。

不動産（土地登記簿、建物登記簿）の所在	千葉地方法務局野田出張所（7122-2957） 住所変更の手続きは必要ありません（法務局において職権で変更します）。
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等（土地登記簿、建物登記簿等）の住所	住所変更の手続きは必要ありません。合併により所有者等の住所が新市名に変更となりますが、合併前の町名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」がありますのでそのままでも問題はありませぬ。「東葛飾郡関宿町」を「野田市」に変更することを希望される方は、新市が発行する住所変更証明書を登記申請書に添付して登記することができます（この場合の変更に伴う登記の登録免許税は免除されます）。
会社等（商業登記簿、法人登記簿等）の本社と役員住所	住所変更の手続きは必要ありません。関宿町に本店を有する会社等の本店、主たる事業所及び役員住所は法務局で職権修正します。なお、この修正がされるまでの間に住所変更を希望される方は、新市が発行する住所変更証明書を登記申請書に添付して、変更の申し出をすることができます（変更に係る登録免許税は免除されます）。

自動車運転免許証	野田警察署交通課（7125-0110） 流山運転免許センター（7147-2000） 住所変更の手続きは必要ありません。 ・免許証更新時に新本籍、住所に変更します。 ・免許証更新時まで本籍、住所の変更を希望される方は免許センター又は野田警察署で手続きを行ってください。
自動車保管場所証明書、駐車許可、通行許可、道路使用許可等	住所変更の手続きは必要ありません。

項 目	問合せ先
	摘 要
猟銃、空気銃所持許可、警備業許可等	野田警察署生活安全課（7125-0110） 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、更新がある許可証については、更新時に変更を行います。
自動車検査証、軽自動車届出済証 小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、軽二輪（126cc～250cc）小型二輪（250ccを超える車両）の使用者	千葉陸運支局野田自動車検査登録事務所登録部門（7121-0111） 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、抹消登録の場合は、住所の変更登録が必要となります。 名義変更、抹消登録の場合、新市が発行する住所変更証明書が必要です。
自動車税納税通知書	千葉県自動車税事務所（043-243-2721） 住所変更の手続きは必要ありません。
旅券（パスポート）	千葉県東葛飾旅券事務所（047-366-4414） 住所変更の手続きは必要ありません。最終頁の「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他の頁に書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。
年金受給者、国民年金被保険者	松戸社会保険事務所（047-345-5515） 住所変更の手続きは必要ありません。
薬事法に係る許可証	野田保健所企画調整班（7124-8166）
毒物劇物営業登録証	住所変更の手続きは必要ありません（千葉県において職権で変更します）。ただし、許可証等の記載変更を希望される方は、野田保健所で随時受付をしますが、手数料が必要な場合があります。
覚せい剤の施用等に係る指定証及び麻薬・向精神薬の施用等に係る免許証・登録証	
食品営業、旅館営業、公衆浴場営業、理容所、美容所、クリーニング所、特定建築物及び水道施設に係る営業許可証、免許証、水道施設等の住所・所在地	住所変更の手続きは必要ありません（千葉県において職権で変更します）。
病院・診療所等の住所・所在地	
未熟児養育医療給付事業、身体障害児育成医療給付事業、結核児童療育医療給付事業、小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません（千葉県において職権で変更します）。ただし、受給券の記載変更を希望される方は、野田保健所で随時受付をします。

新市が発行する住所変更証明書については、次頁の「お知らせ」をご覧ください。

手続きが『必要』なもの

項目	問合せ先 摘要
狩猟免許の保持者	千葉県東葛飾支庁県民環境課 (047-361-4048) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第46条第1項の規定による住所等変更届出書(新市が発行する住所変更証明書を添付)を提出する必要があります。
戦傷病者手帳の所有者	千葉県東葛飾支庁社会福祉課 (047-361-2114) 住所変更届の提出が必要となります。なお、その際に手帳も提出いただきます。
建設業許可を受けている方の住所	千葉県東葛飾土木事務所 (047-364-5136) 合併後、30日以内に変更届出書を提出する必要があります。
安全運転管理者の届出	野田警察署交通課(7125-0110) 合併後、15日以内に変更届出書を提出する必要があります。
原爆被害者対策事業に係る手当等を受給されている方	野田保健所企画調整班(7124-8166) 住所変更の手続きが必要となります。県から該当者に通知する予定です。
特定疾患対策事業に係る医療を受給されている方	野田保健所企画調整班(7124-8166) 関宿町〇〇から野田市〇〇に単純に変更となる場合には、住所変更の手続きは必要ありませんが、関宿町〇〇が野田市関宿〇〇に変更となる場合のみ住所変更の手続きが必要となります。
食品営業業者の方	野田保健所生活衛生課(7124-8155) 食品の製造所所在地は合併の期日(平成15年6月6日)をもって合併後の製造所所在地を記載しないと食品衛生法違反となります(漬物、こんにゃく、カット野菜、弁当、惣菜、豆腐、菓子、食肉等製造加工業者)。 猶予期間はありませんので、合併日以後古い所在地表示での販売はできなくなります。詳しくは上記にお問い合わせください。

関係機関にお問い合わせいただきたいもの

項目	問合せ先 手続き方法等
金融機関との取り引き	普通預金通帳、定期預金証書や、国債、投資信託等の証券取引は、一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引等は、取り引きの内容によって手続きが必要となりますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。

項目	問合せ先 摘要
保険会社との取り引き	保険証書(証券)等は、一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については、取り引きの各保険会社の窓口にお問い合わせください。
その他の取り引き	必要な手続き等の詳細については、それぞれ取り引きの会社等にお問い合わせください。
お勤め先への届出住所	それぞれのお勤め先にお問い合わせください。

住所変更手続きの各項目については、住民生活に関係の深いものを掲載しました。
掲載されていない項目の手続きについては、各関係機関にお問い合わせください。

お知らせ

手続きの際に住所変更の証明書が必要な場合は、6月6日以降、本庁、支所、出張所、公民館(現コミュニティセンター)で証明書を無料で交付します。

合併による住所表記の変更に伴い、主要通信先への通知用として、郵便局から1世帯当たり50枚の無料はがきが配布されます。
5月に各行政区長の皆さんを通じて全戸配布する予定です。

問合せ先
関宿町役場 総務課 合併推進室(7198-1111)

町名変更のお知らせ

平成15年6月6日から野田市と関宿町の市町村合併に伴い、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

○今後郵便物をお出しの際は、必ず新住所をご記入ください。
○あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所
郵便番号 270-02
千葉県野田市
ご氏名

〔アパート、マンション等は棟番号、室番号までお書きください。〕

郵便番号・住所・氏名の記入をしてください。

住所変更通知用無料はがき(裏面)

新市のくらしはこうなります

ここでは、多くの住民の皆さんに関係するものを中心に「合併後のくらしがどう変わるのか」という内容を掲載しております。（なお、掲載内容の一部には、市議会の議決を経て正式に決定されるものがあります。）

届出・証明書

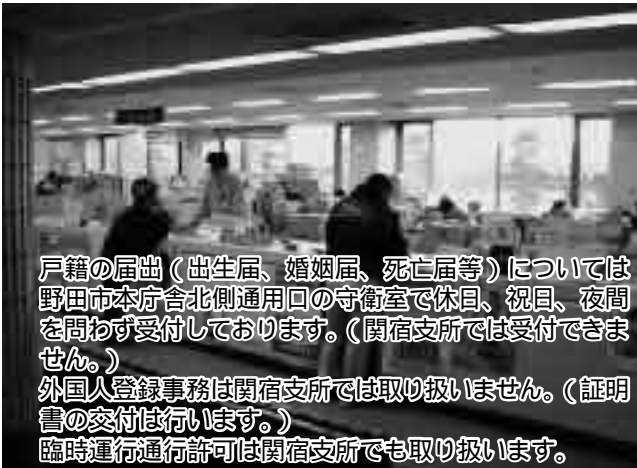
戸籍の届出、住民登録、印鑑登録、その他

窓口受付

問 関宿町住民課（野田市市民課）

これまでどおり関宿支所でも取り扱います。

また、各コミュニティセンター（合併後は公民館）で行っていた住民票、印鑑登録証明書の交付は引き続き行うとともに、新たに戸籍謄抄本の交付が受けられます。



戸籍の届出（出生届、婚姻届、死亡届等）については野田市本庁舎北側通用口の守衛室で休日、祝日、夜間を問わず受付しております。（関宿支所では受付できません。）
外国人登録事務は関宿支所では取り扱いません。（証明書の交付は行います。）
臨時通行許可は関宿支所でも取り扱います。

郵便局での窓口業務

問 関宿町住民課（野田市市民課）

住民票や印鑑登録証明書などが市内5か所の郵便局で受け取れるようになります。

取扱い郵便局	川間郵便局、福田郵便局、野田目吹郵便局、野田清水郵便局、野田ジャスコ内郵便局
取扱い業務	住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本の交付
取扱い時間	午前9時から午後4時 （野田ジャスコ内郵便局は午前10時から午後4時まで）

各種証明書の発行手数料

問 関宿町住民課（野田市市民課）

以下の手数料が変更となります。

種類	合併前	合併後
住民票	200円	300円
住民票記載事項証明書	200円	300円
身分証明書	200円	300円
印鑑に関する証明書	200円	300円
印鑑登録証の交付	200円	300円
戸籍（除戸籍）の附票	200円	300円
住民票の閲覧手数料	1人につき200円 1冊4,000円	1冊6,000円
死亡、埋火葬及び改葬に関する証明	200円	300円

健康

出産・育児・健（検）診など

乳幼児健康診査

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査はこれまでどおり関宿地域の保健センターで実施します。なお、野田地域の保健センターでも受診することができます。

予防接種（個別・集団）

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

個別接種、集団予防接種（ポリオ、BCG）は、これまでどおり関宿地域の保健センターで実施します。なお、小中学校生の日本脳炎については個別接種から集団接種に変更となります。

各種教室

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

これまで関宿町の保健センターで実施していた親子教室（子どもたんぼば教室）は野田市保健センターで実施する親子教室（びよびよ教室）に一本化します。なお、会場は当面の間、関宿・野田両市町の保健センターで行います。

関宿地域に拡大します！

2歳3か月児発達相談、はみがき教室（3歳と3歳6か月児が対象）フッ素塗布事業を実施します。詳しくはお問い合わせください。

各種教室

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

育児相談、ことばの相談はこれまでどおり関宿地域の保健センターで実施します。なお、実施回数等が変更となります。詳しくはお問い合わせください。

医療費の助成制度

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

関宿地域に拡大します！

妊産婦の疾病や未熟児の出生に対する医療費の一部を助成する「母子等医療費助成金」を交付します。詳しくはお問い合わせください。

在宅寝たきり老人等訪問歯科保健事業

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

関宿地域に拡大します！

歯科診療を受けられない在宅での寝たきりの高齢者に対して、歯科保健サービスを実施します。詳しくはお問い合わせください。

その他

問 関宿町保健センター（野田市保健センター）

機能訓練については関宿地域の保健センターで実施します。なお、事業内容等が変更になりますので詳しくはお問い合わせください。

関宿地域に拡大します！

保育所、学校等の各施設を巡回して口腔衛生の重要性を理解させる「巡回はみがき指導」を実施します。詳しくはお問い合わせください。

福祉

児童・母子福祉

保育所

問 関宿町厚生課（野田市児童家庭課）

以下のとおり変更となります。なお、入所申し込みの受付は関宿支所でも行います。

< 保育時間 >

合併前	合併後
午前8時から午後4時まで	午前8時30分から午後5時まで

< 時間外保育 >

合併前	合併後
午前7時30分から午前8時 午後4時から午後7時まで	午前7時から午前8時30分 午後5時から午後7時まで

< 入所の承諾期間 >

合併前	合併後
当該年度末まで	就学前又は退所まで

< 保育料 >

平成15年6月分の保育料はそのまま、7月から野田市の徴収基準になります。

< 延長保育料 >

平成15年7月から野田市の基準にあわせて徴収します。

学童保育所

問 関宿町厚生課（野田市児童家庭課）

以下のとおり変更となります。なお、入所申し込みの受付は関宿支所でも行います。

< 対象者 >

合併前	合併後
1年生から3年生までの児童	1年生から4年生までの児童

< 保育料 >

平成15年6月分の保育料はそのまま、7月から野田市の徴収基準になります。

保育時間については変わりません。

産休明け保育

問 関宿町厚生課（野田市児童家庭課）

関宿地域に拡大します！

産後休暇明けの場合、生後57日目から野田市内の乳児保育所で入所ができます。詳しくはお問い合わせください。

各種支援制度

問 関宿町厚生課（野田市児童家庭課）

関宿地域に拡大します！

【エンゼルヘルプサービス事業】

核家族の母親が出産した場合、産褥期（生後56日まで）に育児や家事などの手伝いを必要とする家庭を支援する制度です。詳しくはお問い合わせください。

関宿地域に拡大します！

【ファミリー・サポート・センター事業】

仕事と育児の両立等の生活支援を行う制度です。育児の援助が必要な人（利用会員）と育児の援助ができる人（提供会員）からなる会員組織で、育児のニーズが発生した際に、会員による相互援助活動を行います。なお、利用するには会員の登録が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

各種助成制度

問 関宿町厚生課（野田市児童家庭課）

【母子家庭・父子家庭等医療費の助成】

関宿町では、受給者の一部負担がありますが、合併後は一部負担がなくなります。対象者、所得制限等は変わりません。

助成金は平成15年6月診療分の医療費から対象となります。

認定手続きは野田市本庁のみとなりますが、支給申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

【母子家庭等児童入学及び就職祝金】

対象者及び支給額が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
小学校、中学校へ入学する児童を養育している母、養育者	小学校、中学校、高等学校へ入学するか中学校を卒業し就職する児童生徒を養育している父、母、養育者
5000円 / 1人	10000円 / 1人

関宿地域に拡大します！

【遺児手当】

父母か父もしくは母が死亡の場合や、父母が婚姻を解消し、義務教育終了前の児童を養育している方に、卒業までの間、以下の額を支給する制度です。詳しくはお問い合わせください。

< 支給額 >

就学前と小学生の遺児 1人	月額3000円
中学生の遺児 1人	月額5000円

申請手続きは野田市本庁のみとなります。

関宿地域に拡大します！

【父子家庭等支援手当】

児童扶養手当が対象にならない父子家庭や、公的年金を受給している祖父母等で父母のいない児童を養育している方に、以下の額を支給する制度です。詳しくはお問い合わせください。

< 支給額 >

児童1人 月額42370円（全部支給）
一部支給は所得に応じて42360円から10000円まで10円きざみの額
児童2人 5000円加算、児童3人以降 3000円加算
申請手続きは野田市本庁のみとなります。

関宿地域に拡大します！

【ファミリー・サポート・センター援助活動利用料助成金】

ファミリー・サポート・センターの利用会員であって、生活保護世帯または前年度分の市町村民税非課税世帯に、以下の助成額を支給する制度です。詳しくはお問い合わせください。

< 助成額 >

利用料の1/2（1か月30000円限度）

申請手続きは野田市本庁のみとなります。

各種相談

問 関宿町厚生課（野田市児童家庭課）

関宿地域に拡大します！

【ことば相談室】

言語に障害のある就学前の児童のことばの相談に応じ、適切な指導、訓練を行います。

なお、利用者の増加に対応するため、現関宿庁舎改修後、施設内にことば相談室を開設（平成16年4月予定）します。詳しくはお問い合わせください。

福祉

障害者福祉

各種助成制度

問 関宿町厚生課（野田市社会福祉課）

合併後のサービス利用について、申請が必要となる場合は、対象となる方に申請書等の発送はいたしませんので、野田市社会福祉課又は関宿町厚生課までお問い合わせください。

【身体障害者自動車運転免許取得助成】

対象者及び助成金が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
身体障害者手帳所持者 1～4級 100,000円	身体障害者手帳所持者 1～3級 80,000円 4～5級 70,000円 6級 50,000円

合併日以降に自動車運転免許を取得した方が合併後の金額になります。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

【身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付に伴う診断料の助成】

対象者及び助成金が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
身体障害者手帳の交付の新規申請	身体障害者手帳の交付の新規申請 精神障害者保健福祉手帳の交付の新規申請
診断書料のうち5,000円を限度	診断書料のうち7,000円を限度

合併日以降に申請したものが合併後の金額になります。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

【身体障害者自動車改造費助成】

対象者及び助成金等が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
1、2級の上肢、下肢又は体幹機能障害の方で自ら所有し自ら運転するに必要な改造が対象	1～3級の上肢、下肢又は体幹機能障害の方で自ら所有し自ら運転するに必要な改造が対象
前年の所得税課税所得金額が当該年度の特別障害者手当の所得制限を越えない方 100,000円以内の額	前年の所得税非課税世帯 100,000円以内の額 前年の所得税課税額15万円以下の世帯 50,000円以内の額

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

関宿地域に拡大します！

【心身障害者児短期保護委託料助成】

心身障害者児を介護している家族が、疾病等の理由により居宅における介護が困難な場合に、一時的に有料で介護人に委託した介護料の一部を助成する制度です。詳しくはお問い合わせください。

《対象》

身体障害者手帳の交付を受けている方（児）、療育手帳の交付を受けている方（児）

《介護人》

福祉に理解と熱意を有する方で、心身障害者（児）の二親等内の直系血族及び直系姻族並びに配偶者を除く。

《助成額》

4時間以内	日額2,500円以内
4時間以上	日額5,000円以内

《年間限度額》

生活保護世帯	100,000円
住民税非課税世帯	80,000円
所得税非課税世帯	70,000円
それ以外の世帯	50,000円

合併日以降に介護人に委託したものからとなります。申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

【精神障害者入院医療費助成】

医療保険適用分負担分が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
4分の1（1万円を限度）	2分の1

平成15年7月以降の入院医療費より合併後の助成割合にて助成します。

当初の登録受付は野田市本庁のみとなります。

【心身障害者結婚祝金】

助成額が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
1～4級までの身体障害者 10,000円	1～4級までの身体障害者及び知能指数50以下（B-1以上）の知的障害者 20,000円
5、6級の身体障害者 5,000円	5、6級の身体障害者及び知能指数51から75以下（B-2）の知的障害者 10,000円

合併日以降に結婚した方が合併後の金額になります。申請手続きは野田市本庁のみとなります。

関宿地域に拡大します！

【聴覚障害者用電話ファックス等設置費及び使用料助成】

一般電話を使用することが困難な聴覚障害者又は音声・言語機能障害者に対し設置費並びにこれらの使用料を助成する制度です（リースによるものが対象。福祉電話使用料含む）。詳しくはお問い合わせください。

《対象》

身体障害者手帳3級以上で聴覚又は音声・言語機能障害の方

《助成額》

設置費	電話ファックス・フラッシュベルを新たに設置した場合	9,500円以内
	電話ファックスのみを新たに設置した場合	7,400円以内
使用料	フラッシュベルのみを新たに設置した場合	4,100円以内
	電話ファックス・フラッシュベルの使用料	月額3,700円以内
	電話ファックスのみの使用料	月額3,600円以内

設置費は合併日以降のもの、使用料は設置した日の翌月からとなります。

申請手続きは野田市本庁のみとなります。

福祉

障害者福祉

各種助成制度

問 関宿町厚生課（野田市社会福祉課）

【難病療養者見舞金】

現在、見舞金の対象となっている従来の特定疾患に加えて、下記の3疾病が対象となります。

1. 人工透析を必要とする慢性腎不全
2. ネフローゼ症候群
3. 突発性難聴

該当される方は、野田市社会福祉課備え付けの申請書に診断書を添えて申請してください。なお、見舞金は口座振込になりますので、振込先を確認できるものをお持ちください。

合併前	合併後
支給金額 入院月額10,000円	支給金額 入院月額 8,000円 (月15日以上の入院の場合)
通院月額 5,000円	通院月額 5,000円
振込月 年2回(8月、2月)	振込月 年3回(8月、12月、4月)

関宿町では年2回の申請が必要でしたが、合併後は年1回の継続手続き(現況届の提出)となります。関宿町で現在見舞金の支給を受けている方で平成15年1月～5月分の申請をしていただいた方は平成16年3月まで申請手続きの必要はありません。申請手続きは野田市本庁のみとなります。

関宿地域に拡大します！

【福祉タクシー(障害者分)】

市内に居住する重度心身障害者が会合への出席、通院、及び訪問等にあたり野田市と契約をしているタクシーを利用した料金を助成する制度です。詳しくはお問い合わせください。

対象	身体障害者手帳1級から3級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者
助成額	利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額。ただし1,000円を限度とする。券は月10枚/1人。ただし人工透析を伴う重複障害者でガイドヘルパーの派遣を必要とする場合、月30枚/1人を限度に交付。希望される方は合併日以降、申請が必要となります(申請書の交付受理は関宿支所でも行います)。
必要書類	障害者手帳(身体・療育・精神) 顔写真1枚(たて5cm×よこ4cm) 郵便局以外の金融機関の振込口座番号(通帳など)

【身体障害者福祉手当】

対象者及び支給額が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
身体障害者手帳の交付を受けた方(65歳未満の方)	身体障害者手帳の交付を受けた方(3,4級は20歳未満60歳以上の方)
1、2級 5,000円	1、2級 8,500円 3級 5,800円 4級 4,500円

関宿町で現在手当の支給を受けている方は平成15年6月より合併後の金額に変更して引き続き支給いたしますので申請の必要はありません。手当を受けていない方で、合併後の受給資格に該当す

る方は申請の必要があります(申請書の交付受理は関宿支所でも行います)。

手当は申請のあった月から対象となり、対象者は特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、生活保護、障害基礎年金(20歳前障害による)の受給又は施設入所していない方が対象です。また障害者手当の重複はできません。

必要書類	身体障害者手帳、印鑑、世帯全員の住民票、郵便局以外の金融機関の振込口座番号(通帳など)
------	---

【重度心身障害者医療費助成】

対象者が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A-1～A-2	身体障害者手帳 1～3級 療育手帳 A-1～B-1

関宿町で現在、医療費助成を受けている方は合併後も引き続き申請ができます。

医療費助成を受けていない方(身体障害者3級、療育手帳B-1の方)は登録の申請が必要となります。また助成金は平成15年7月診療分の医療費から対象となります。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

必要書類	身体障害者手帳(又は療育手帳) 健康保険証、郵便局以外の金融機関の振込口座番号(通帳など)
------	---

【知的障害者福祉手当】

対象者及び支給額が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
20歳未満の療育手帳A以上	療育手帳B-1以上
月額5,000円	月額8,500円

関宿町で現在手当の支給を受けている方は平成15年6月より合併後の金額に変更して引き続き支給しますので申請の必要はありません。

手当を受けていない方で、合併後の受給資格に該当する方は申請の必要があります。

手当は申請のあった月から対象となり、対象者は特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、生活保護、障害基礎年金(20歳前障害による)の受給又は施設入所していない方が対象です。また障害者手当の重複はできません。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

必要書類	療育手帳(判定が切れていないこと)、印鑑、世帯全員の住民票、郵便局以外の金融機関の振込口座番号(通帳など)
------	---

各種派遣制度

問 関宿町厚生課(野田市社会福祉課)

関宿地域に拡大します！

【手話通訳者派遣事業】

【要約筆記者派遣事業】

聴覚障害者が外出する際など、円滑な意志の疎通を図る上で支障がある場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。派遣にあたっては野田市社会福祉協議会に登録が必要となります。費用は無料です。

対象者	聴覚障害の身体障害者手帳所持者
問合せ先	野田市社会福祉協議会(野田市総合福祉会館内) TEL (7124)3939 FAX (7124)8883

登録手続きには、身体障害者手帳が必要となります。申請書の交付受理は福祉センターやすらぎの郷でも行います。

関宿地域に拡大します！

【盲人ガイドヘルパー派遣事業】

視覚障害者が外出する場合、適当な付き添いがいない場合に盲人ガイドヘルパーを派遣します。派遣にあたっては、予め支援費の支給申請（申請は野田市本庁のみ）が必要です。支援費の決定後、事業者との契約となります。所得により自己負担があります。

対象者	視覚障害の身体障害者手帳所持者の方
問合せ先	・支援費制度については社会福祉課へ ・ガイドヘルパーの契約・派遣（市内の事業者）は野田市社会福祉協議会へ

身体障害者手帳をお持ちの上、支援費支給申請をしてください。
契約手続きには、「支援費受給者証」「身体障害者手帳」が必要です。

【障害者等ホームヘルプサービス】

対象者が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
身体障害者 知的障害者	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病患者等

介護保険の対象となる方は介護保険が優先となります。
身体障害者、知的障害者、障害児の方は予め支援費の支給申請（申請は野田市本庁のみ）が必要です。支援費の決定後、事業者との契約が必要となります。

ねたきり心身障害者等移動入浴事業

問 関宿町厚生課（野田市社会福祉課）

対象者及びサービス内容等が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
障害程度が1～2級で独力又は家族の介助で入浴が困難な方。ただし、介護保険に該当する方は除く。	心身障害がある方で、居宅においておおむね6か月以上常時寝たきりで、日常生活において介助がなければ自用を満たすことが困難な65歳未満の方。ただし、介護保険による認定を受けている方は除く。
月2回以内（6～9月は3回以内）	月3回以内
入浴経費の1割に相当する額	無料

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

ねたきり心身障害者布団乾燥

問 関宿町厚生課（野田市社会福祉課）

対象者及びサービス内容等が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
18歳以上の身体障害者手帳1～2級で寝具の衛生管理等が困難な方。65歳以上は高齢者の制度を利用してください。	心身障害がある方で、居宅においておおむね6か月以上寝たきりで、日常生活において介助がなければ自用を満たすことが困難な方。65歳以上は高齢者の制度を利用してください。
1人につき1回/年	1人につき2回/月
無料	無料

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

福祉カーの貸し出し

問 関宿町厚生課（野田市社会福祉課）

申込み窓口が以下のとおり変更となります。

合併前	合併後
関宿町厚生課	野田市社会福祉協議会

申込み及び貸し出しは福祉センターやすらぎの郷でも行います。

福祉

高齢者福祉

緊急通報システムの貸与

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

対象者及び費用負担が以下のとおり変更となります。

<対象者>

合併前	合併後
・在宅のひとり暮らしのおおむね65歳以上の方 ・おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯	65歳以上のひとり暮らし老人、または65歳未満のひとり暮らしの身体障害者で身体上慢性的な疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を要する方で、かつ原則として前年分の所得税が非課税の方

対象者の変更については、経過措置を講じます。

<費用負担>

合併前	合併後
所得に応じて負担がある	無料

対象者は6月分から無料となります。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

日常生活用具等の給付

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

これまでの対象品目に、「手すり」及び「スロープ」が新たに加わります。また、利用者の所得に応じた負担金については、野田市の自己負担基準表を適用することから負担額が少なくなります。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

福祉電話の設置

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

これまで利用者が負担していた基本料金は市が負担します。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

福祉タクシー

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

関宿地域に拡大します！

要介護者等を対象に、タクシー料金の2分の1（助成限度額は1回につき1000円）、月10回を助成します。

リフト付、ストレッチャー付タクシーも利用できます。関宿地域内のタクシー会社も利用できるよう調整中です。

申請及び券の交付は関宿支所でも行います。

なお、利用には事前に申請が必要ですので詳しくはお問い合わせください。

ホームヘルパーの派遣

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

派遣回数及び手数料が以下のとおり変更となります。

区分	合併前	合併後
派遣回数	1時間/週	2時間程度/週

派遣手数料については、野田市の料金体系とします。（所得に応じて1時間あたり0円～950円）

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

福祉

高齢者福祉

ねたきり老人等寝具の乾燥

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

対象者及び実施回数が以下のとおり変更となります。

区分	合併前	合併後
対象者	・ねたきり老人 ・痴呆性老人 ・ひとり暮らし老人	・居宅においておおむね6か月以上常時寝たきりで、かつ日常生活において介助がなければ自用を満たすことが著しく困難な状態にある65歳以上の方 ・単身で生活し、養護を必要とする状態にある65歳以上の方
実施回数	年1回/人	月2回/人

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

徘徊高齢者家族支援サービス

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

関宿地域に拡大します！

徘徊高齢者をGPSや携帯電話の電波を利用して、徘徊があった場合に所在を早期に確認し、介護している家族の精神的負担を解消するとともに、高齢者の安全を確保するサービスです。詳しくはお問い合わせください。

高齢者住宅改造費の助成

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

関宿地域に拡大します！

介護保険制度の要支援・要介護者が介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険の住宅改修の上限額を超えた部分に係る改造費の一部を助成する制度です（介護保険の対象とならない部分の改造は、助成の対象外となります）。詳しくはお問い合わせください。

大型バスの貸し出し

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

関宿地域に拡大します！

老人団体の健全育成と福祉の増進を目的として大型バスの貸し出しを行います。詳しくはお問い合わせください。

給食サービス

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

関宿地域に拡大します！

ひとり暮らし老人に対して、月1回食生活改善推進員の指導により参加者自身が調理し、全員で会食する制度です。詳しくはお問い合わせください。

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

配食サービス

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

関宿地域に拡大します！

居宅においてひとり暮らし老人又は老人のみの世帯で調理の困難な方に夕食を配食し、食生活の改善と老人の安否の確認を行ないます。詳しくはお問い合わせください。

対象者	市内に居住し、居宅においてひとり暮らし老人、または老人のみの世帯で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な方
実施方法	毎日夕食のみの1回で、本人の希望で実施日は選択できる。（365日の利用も可）
費用負担	400円/1食

申請書の交付受理は関宿支所でも行います。

福祉センター（やすらぎの郷）

問 関宿町厚生課（野田市高齢者福祉課）

現在、使用料は無料となっていますが、野田市の制度に統一することから有料となります。なお、関宿町クリーンセンター周辺地区世帯に対しては、年数回程度利用できる無料券を交付します。

男女共同参画

緊急一時保護施設（シェルター）

問 関宿町厚生課（野田市人権施策推進課）

関宿地域に拡大します！

DV被害者並びに同伴家族（原則男児は小学生以下）及びその他の家族（父、兄弟、息子）からの暴力被害者のための施設で、入所期間は原則2週間、延長も可能となっており、安心して日常生活を送ることができます。入所料は無料です。詳しくはお問い合わせください。

緊急生活支援資金助成金

問 関宿町厚生課（野田市人権施策推進課）

関宿地域に拡大します！

着の身着のままシェルターに避難してきた市内に住所を有する被害女性が、自立するための関係機関への相談、申請及び求職活動に当たって必要となる交通費や被服の購入等に充てるための支援金を助成する制度です。詳しくはお問い合わせください。

カウンセリング受診助成金

問 関宿町厚生課（野田市人権施策推進課）

関宿地域に拡大します！

シェルター入所者で、市内に住所を有する被害女性に対して、きめ細かな心理的ケアを行い、健康な心身の回復を図るため、精神科医によるカウンセリングに要した経費について助成する制度です。詳しくはお問い合わせください。

各種相談

問 関宿町厚生課（野田市人権施策推進課）

関宿地域に拡大します！

「女性のための相談」は、DV問題を含めた自分の生き方、家族の問題、子育て等、女性が抱える多様な悩みを女性問題専門のカウンセラーが相談に乗り、適切なアドバイスを行っています。詳しくはお問い合わせください。

相談日	毎週木曜日（月4回）
時間	午前10時から午後4時（1日5人を限度）
場所	野田市役所1階市民相談室
相談料	無料
申込方法	電話による予約受付（当日予約が入っていない場合は、随時電話での相談も可）

教育

学校教育

学校給食料金

問 関宿町学校教育課（野田市学校教育課）

給食料金が以下のとおり変更となります。なお、6月分は合併前4日分を関宿町の料金で日割り計算し、幼稚園、小学校が3920円/月、中学校が4520円/月となります。新料金は7月分からの適用となります。

区分	合併前	合併後
幼稚園	4000円/月	3900円/月
小学校	4000円/月	3900円/月
中学校	4600円/月	4500円/月

教育相談事業

問 関宿町学校教育課（野田市指導課）

現在実施している電話相談に加えて訪問、面接による相談も実施します。また適応指導学級の入級の相談にも対応できるようになります。

開設日	場 所
月曜日～金曜日 午前9時から午後4時30分	野田市教育研究室（野田市青少年センター内） TEL 7125 - 8088
土曜日 午前9時から午後4時30分	野田公民館（野田市中野台168 - 1） TEL 7123 - 0069

適応指導学級

問 関宿町学校教育課（野田市指導課）

関宿地域に拡大します！

不登校の悩みを抱える児童・生徒が、学習や集団活動、体験学習などの様々な活動を行っています。学校・家庭と連携して、学校復帰を目指しています。対象は、小学4年生～6年生、中学生です。

	開設日	場 所
中学生の部	月曜日～金曜日 午前9時から午後4時	野田市教育研究室（野田市青少年センター内） TEL 7125 - 8088
小学生の部	月曜日～木曜日 午前9時から午前11時40分	

サタデースクール事業

問 関宿町学校教育課（野田市指導課）

現在の学習相談室事業は合併後、野田市のサタデースクール事業として生まれ変わります。

対 象	小学生（1年生は10月から参加）
日 時	土曜日の午前9時から午前10時50分まで
回 数	年間35回程度（夏休みなどの長期休業日は実施しません。）
場 所	通学している各小学校
募集予定	H15.4月（各学校を通じて行います。）
開始時期	6月の第2土曜日（6/14）からを予定
費 用	ドリル教材費

副教本作成事業

問 関宿町学校教育課（野田市指導課）

関宿地域に拡大します！

基礎・基本の確実な定着を図るとともに、発展的な学習ができるようにするための副教本作成し、個々に応じた指導を充実させ、学力の向上を目指します。

対象教科	算数・数学は合併後、6月から活用を図ります。理科は、平成16年度から活用します。
活用場面	主として授業で使います。そのほか、算数・数学は自習や補習、家庭学習などでも活用します。
内容構成	算数・数学では、「確認、習熟、発展」のステップごとに学習をサポートします。
配付計画	小中学校の全児童、生徒に無償で配付します。

オープンサタデークラブ事業

問 関宿町社会教育課（野田市青少年課）

現在のサタデースクールは合併後、野田市のオープンサタデークラブ事業として生まれ変わります。

対 象	小学生・中学生
日 時	第1・第3・第5週の土曜日 午前9時から午前11時まで
回 数	年間16回程度（夏休みなどの長期休業日は実施しません。）
場 所	関宿地域の各小学校
募集予定	H15.4月（各学校を通じて行います。）
開始時期	6月の第3土曜日（6/21）からを予定

教 育

社会教育・社会体育

公民館

問 関宿町公民館（野田市社会教育課）

合併後は各コミュニティセンターが公民館に変わるとともに、休館日等が以下のとおり変更となります。

<休館日>

施 設	合併前	合併後
公 民 館	水曜日の午後と木曜日・祝日・年末年始	月曜日・祝日・年末年始
コ ミ セ ン	木曜日・祝日の翌日・年末年始	

<申込方法>

施 設	合併前	合併後
公 民 館	使用する日の1か月前の1日から申込み	使用する日の2か月前から5日前までに申込み

<使用時間>

施 設	合併前	合併後
公 民 館	午前9時から午後5時（必要に応じて午後9時30分まで使用可能）	変わりません。
コ ミ セ ン	午前9時から午後5時（必要に応じて午後10時まで使用可能）	午前9時から午後5時（必要に応じて午後9時30分まで使用可能）

<使用料>

関宿地域の公民館（現コミセン含む）は現在と変わりません。

<その他>

これまで各コミセンで行っていた住民票・印鑑登録証明書の発行業務は引き続き行うとともに新たに戸籍謄抄本の発行も行います。

体育施設の申込み

問 関宿町社会教育課（野田市社会体育課）

関宿地域の体育施設の使用申し込み先が、現在の関宿公民館に変わります。

国民健康保険

窓口受付

問 関宿町住民課（野田市国保年金課）

国保被保険者の資格取得・喪失及び被保険者証の交付・返納、国保出産育児一時金及び葬祭費の支給、高額医療費・療養費等の申請受付、はり・きゅう・マッサージ券の申請受付については、これまでどおり関宿支所でも取り扱います。

国民健康保険税

問 関宿町住民課（野田市課税課）

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、これまでどおりです。平成15年度分については、関宿町の区域に住所がある方は、関宿町の税率が適用され、平成16年度から野田市の税率に統一されます。

介護保険

窓口受付

問 関宿町厚生課（野田市介護保険課）

要介護認定等申請や住宅改修費支給、福祉用具購入費支給等の各種申請及び相談業務については、これまでどおり関宿支所でも取り扱います。

介護保険料

問 関宿町厚生課（野田市介護保険課）

関宿町の区域内に住所がある方の介護保険料は、平成15年度は関宿町が決定した金額となります。平成16年度からは野田市の保険料に変わります。

各種助成制度

問 関宿町厚生課（野田市介護保険課）

関宿地域に拡大します！

【介護用品（おむつ）の支給】

在宅で生活している要介護者等を介護している家族等に介護用品（紙おむつ）を支給します。詳しくはお問い合わせください。

対象者	次のいずれかに該当する方の介護者（ひとり暮らしの場合は本人） ・介護保険で要介護3以上の認定を受けており、訪問調査時の資料等からおむつが必要と認められる方 ・要介護2以下の認定を受けた方で訪問調査時の資料等及び確認調査から、特におむつが必要と認められる方（尿取りパットのみを使用者を除く）
支給開始月	支給申請を行った月分から支給
支給方法	毎月1回自宅等に配送
紙おむつの種類等	パンツ型、テープ型、フラット型、尿取りパット（利用者が選択）

関宿地域に拡大します！

【家族介護者交流事業】

介護保険で要介護1以上の認定を受けている方を介護している家族に対して、心身の元気回復を図る目的で、日帰りまたは宿泊による施設見学、研修等を活用した家族介護者交流事業を実施します。実施時期等、詳細については決まり次第、市報等でお知らせします。

関宿地域に拡大します！

【保険料、利用料の減免】

保険料の減免が必要な方は申請により個別に審査します。また低所得者で生計が困難な方に対して、利用料の減免を行います。詳しくはお問い合わせください。

【家族介護慰労金支給事業】

これまでどおり家族介護慰労金の支給を行います。なお、支給内容は変わりませんが、支給対象が若干変更となります。詳しくはお問い合わせください。

国民年金

窓口受付

問 関宿町住民課（野田市国保年金課）

国民年金に関する資格取得・喪失等の届出及び国民年金保険料免除申請書、学生納付特例申請書の受付については、これまでどおり関宿支所でも取り扱います。

なお、第1号被保険者に関わる老齢基礎年金等の裁定請求については、野田市国保年金課での受付となります。

税金

個人住民税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

納期及び所得割の税率はこれまでどおりですが、均等割の税率は以下のとおり変更となります。

均等割

	合併前	合併後
町民税	2000円	市民税 2500円

平成15年度分は、賦課期日現在（平成15年1月1日）において関宿町に住所がある方は、関宿町の均等割の税率が適用されます。

法人住民税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

均等割、法人税割とも以下のとおり変更となります。

種類	合併前	合併後
均等割	標準税率	制限税率
法人税割	123%	147%

法人税割の野田市税率の適用は、事業年度の終了する日が合併日以降になるものから適用され、均等割の適用は、事業年度の合併前の期間と合併後の期間により月割り課税となります。

固定資産税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

税率はこれまでどおり1.4/100を採用します。

なお、納期は以下のとおり変更となります。

納期	合併前	合併後
1期	4月	4月
2期	7月	7月
3期	9月	12月
4期	12月	2月

平成15年度分の納期はこれまでどおりです。

市街化区域内農地については、固定資産税及び都市計画税が原則として宅地並み課税となります。 ただし、合併による市街化区域農地の宅地並み課税は、税法の改正により、合併後5年間は宅地並み課税の対象外として「農地に準じた課税」を継続し、合併後6年目から宅地並み課税を開始することに変更となりました（「生産緑地の指定」を受けた農地は一般農地に準じた課税）。 生産緑地の指定は15P「都市計画土地利用」をご覧ください。

都市計画税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

税率が以下のとおり変更となります。なお、市街化区域農地は、固定資産税と同じです。

合併前	合併後
03/100	02/100

平成15年度分は、賦課期日（平成15年1月1日）が合併前のため、現行の税率が適用されます。

軽自動車税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

税率等はこれまでどおりです。現在使用している原動機付自転車等のナンバープレートは、合併後もそのまま使用できます。また新規で原動機

付自転車等のナンバーを登録する場合には、これまでどおり関宿支所でも取り扱います（この場合、野田市ナンバーとなります）。

特別土地保有税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

合併に伴う変更ではありませんが、税法の改正により、平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は行わないこととなりました。

たばこ税

問 関宿町税務課（野田市課税課）

税率等はこれまでどおりです。

合併に伴う変更ではありませんが、税法の改正により、7月1日から税率の引き上げが行われます。

窓口受付

問 関宿町税務課（野田市課税課・収税課）

税関係証明書の発行（法人関係証明書及び住宅用家屋証明書を除く）、原動機付自転車等の登録・廃車手続、申告、納税相談等については、これまでどおり関宿支所でも取り扱います。

各種証明書の発行手数料

問 関宿町税務課（野田市課税課・収税課）

各種証明書の発行手数料は、以下のとおり一部変更となります。

種 類	合併前	合併後
課税証明書	200円	300円
所得証明書	200円	300円
非課税証明書	200円	300円
法人住所証明書	200円	300円
法人住所証明書（軽自動車用）	無料	無料
公課証明書	200円	300円
評価証明書	200円	300円
不動産所有証明書	200円	300円
住宅用家屋証明書	1300円	1300円
名寄帳台帳の閲覧・交付	200円	300円
土地公図の閲覧・交付	200円	300円
土地一覧表の閲覧	200円（1冊4000円）	300円（1冊6000円）
家屋一覧表の閲覧	200円（1冊4000円）	300円（1冊6000円）
原動機付自転車標識交付証明書	無料	無料
軽自動車税廃車申告受付書	無料	無料
臨時運行許可証	750円	750円
軽自動車税納税証明書（車検用）	無料	無料
納税証明書	200円	300円

その他

問 関宿町税務課（野田市収税課）

合併後の市税（町税）の納付は、これまでどおり町で発行した納付書で納付することができます。また、納付場所はこれまで取り扱いを行っている金融機関以外に、以下の金融機関の本支店で納付することができます。

野田市役所内千葉銀行派出所、中央三井信託銀行、東京スター銀行、東京三菱銀行、東日本銀行、武蔵野銀行

町税の口座振替により納付されている方へ

口座振替納付済通知書の送付は、平成15年4月以降の口座振替より送付しないこととなりました（口座の預金通帳に振替済税額が記載されていますのでご確認ください）。なお、軽自動車税の口座振替で車検を要するものについては、これまでどおり軽自動車税納税証明書を送付します。

公金の納入場所について

関宿町役場1階にあります千葉銀行関宿支店関宿町役場派出所は6月5日で廃止となりますので、6月6日以降は最寄りの金融機関で納入するようお願いいたします。

問 関宿町企画財政課

生 活

ごみとりサイクル

ごみの出し方等

問 関宿町環境整備課（野田市清掃計画課）

野田市の制度に統一することから、ごみや資源物の出し方（分別）が変わります。

詳細は2月中旬から関宿町で実施している「ごみの分け方・出し方について」の説明会パンフレットをご覧ください。なお、お手元がない場合は上記問い合わせ先までご連絡ください。

【ごみの分別】

可燃ごみ	生ごみ、ティッシュペーパー等の紙くずです。（可燃ごみ専用指定ごみ袋で集積所へ） 関宿町では今までトレイやプラスチック類を可燃ごみとしていましたが、合併後は不燃ごみとなりますのでご注意ください。
不燃ごみ	プラスチック類、ビニール類、陶磁器、ガラス、コップ等です。（不燃ごみ専用指定ごみ袋で集積所へ） ペットボトルは資源物として回収します。
粗大ごみ	1辺が40cm以上のもの、又は3辺（たて+横+高さ）の合計が90cm以上のものです。（予約による有料（1点520円）の戸別収集） 合併後はステーションには出せませんのでご注意ください。
有害ごみ	乾電池、蛍光灯です。（市内の拠点回収場所へ） 剪定枝、落ち葉・草は、毒性のあるもの（キョウチクトウ、あせび、ウルシ等）以外で家庭から出たものは、申込みによる無料の戸別回収となります。 清掃工場へのごみの自己搬入（持ち込み）は、指定ごみ袋に入っている場合は無料ですが、指定ごみ袋に入っていない場合は1日の搬入量が10kgまで無料、10kgを超える場合は10kgごとに150円+消費税が手数料としてかかります。

【資源物】

紙 類	新聞、段ボール、雑誌（紙類についている金具類、ビニール類は取り除く） 飲料用紙パック（再生紙、アルミが使用されているものを除く）
び ん	一升びん、ビールびん、無色、茶色、その他の色
金 属 類	空き缶（アルミ缶、スチール缶） やかん、なべ、釜、金属トタン板、トースター、自転車、石油ストーブ、鉄くず、非鉄金属等
衣類・布	汚れたもの、濡れたもの、会社・学校等の制服を除く衣類、毛布、タオルケット等
ペ ッ ト ボ ト ル	必ずキャップをはずして、水ですすぎつぶしてください。
	資源物は、自治会等（旧行政区等）を母体として各団体ごとに月1回から2回、曜日と回収場所を定め「集団資源回収」を実施していただきます（実施団体に対し、回収量に応じて助成金を支給します）。

生活

ごみとリサイクル

指定ごみ袋

問 関宿町環境整備課（野田市清掃計画課）

指定ごみ袋が以下のとおり変更となります。なお関宿町の可燃ごみ専用、不燃ごみ専用の指定ごみ袋は合併後も使用できます（びん、かん専用袋は不燃ごみ専用袋として使用してください）。

- ・年間1世帯、指定ごみ袋130枚分の無料引換券を配布します（指定ごみ袋取扱店で可燃用、不燃用に自由に交換）。
- ・指定ごみ袋の大きさは世帯の人数ごとに

1人世帯	20ℓ
2人～4人世帯	30ℓ
5人以上世帯	40ℓ

- ・130枚を超える場合は有料の指定ごみ袋を購入していただきます（5枚セットで 20ℓ：425円、30ℓ：625円、40ℓ 850円）。

指定ごみ袋には氏名欄に必ず名前を記入し、袋の口を取っ手で縛ってください（取っ手で縛る前に袋の口をテープ等でふさぐことは禁止です）。

紙おむつ対策を実施しています！

おむつ手当等の受給者に対し、40ℓの指定ごみ袋60枚分の無料引換券を、1歳未満の乳児を持つ世帯に対して、1歳未満の乳児一人当たり40ℓの指定ごみ袋30枚分の無料引換券をそれぞれ支給します。

その他

問 関宿町環境整備課（野田市環境保全課）

【環境美化負担金交付事業】

自治会等（旧行政区等）が街の環境浄化を図るため、不法投棄物の清掃等を実施した場合、負担金を交付します。

負担金の交付対象は、自治会等（旧行政区等）の公共的団体であり、清掃作業の一週間前までに市に申請し、作業終了後に完了報告を提出します。これに基づき作業員1名につき250円、作業に車輛を使用した場合は車輛1台につき500円を支給します。

【環境カレンダー】

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減を目的とした環境カレンダーを市役所本庁舎、支所、出張所及び公民館の窓口にて配布します。

環境カレンダーは、日常生活で使用している電気、ガス等の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、各家庭がどの程度の二酸化炭素を排出しているかを知っていただくことを目的としており、継続してカレンダーをつけていただき、前年度より10%の削減を達成した家庭には記念品を贈呈します。

し尿・下水道

し尿処理

問 関宿町環境整備課（野田市清掃第二課）

し尿の収集手数料と支払い方法が変わります。

し尿処理券（36ℓ 当たり270円）を販売店で購入していただき、汲み取り作業時に「し尿処理券」でお支払いいただきます（家族一人当たり月1枚程度必要）。

下水道使用料

問 関宿町下水道課（野田市下水道課）

下水道使用料金が以下のとおり変更となります。なお新料金は、合併後の初回検針（7月上旬）分から適用となります。

（1か月当たり・消費税別）

汚水排除量	区分	合併前	合併後
10㎡以下	基本料金	950円	900円
10㎡を超え20㎡まで	従量料金 （1㎡につき）	100円 /㎡	95円 /㎡
20㎡を超え30㎡まで		110円 /㎡	105円 /㎡
30㎡を超え50㎡まで		125円 /㎡	120円 /㎡
50㎡を超え100㎡まで		145円 /㎡	140円 /㎡
100㎡を超え250㎡まで		165円 /㎡	160円 /㎡
250㎡を超え500㎡まで		185円 /㎡	180円 /㎡
500㎡を超えるもの			

融資制度

問 関宿町下水道課（野田市下水道課）

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度の一部が変更となります（合併後、新規に融資制度を利用される方に適用されます）。

摘要	合併前	合併後
利子補給	年利5.5%以内	年利6%以内
利子補給月	年1回（3月）	年2回（9月、3月）

水道

水道料金

問 関宿町水道事務所（野田市水道部業務課）

水道料金が以下のとおり変更となります。なお新料金は、合併後の初回検針（7月上旬）分から適用となります。合併後、口径30mmは廃止となります。

基本料金（2か月につき・消費税別）

口径	合併前（20 まで）	合併後
13 mm	3500円	20 ㎡まで 3200円
20 mm	3600円	20 ㎡まで 4000円
25 mm	3620円	20 ㎡まで 4800円
30 mm	3720円	
40 mm	3800円	7800円
50 mm	5400円	11800円
75 mm	5800円	25200円

従量料金（使用水量によって算定する料金で、基本料金に加算されます。1㎡当たりの料金）

水量	口径	合併前	合併後
1㎡から20㎡まで	25 mmまで	0円	0円
	30 mm		
	40 mm以上		100円
20㎡を超え40㎡まで	25 mmまで	170円	115円
	30 mm		
	40 mm以上		115円
40㎡を超え60㎡まで	25 mmまで	180円	195円
	30 mm		
	40 mm以上		195円
60㎡を超え80㎡まで	25 mmまで	190円	195円
	30 mm		
	40 mm以上		195円
80㎡を超え100㎡まで	25 mmまで	210円	285円
	30 mm		
	40 mm以上		285円
100㎡を超え200㎡まで	25 mmまで	230円	285円
	30 mm		
	40 mm以上		285円
200㎡を超えるもの	25 mmまで	230円	350円
	30 mm		
	40 mm以上		350円

納付書でお支払いの方へ

6月6日から町の水道事務所は開所となります。水道料金を水道事務所へ直接支払いに来所されている方は、最寄りの金融機関でお支払いをお願いいたします。

給水申込納付金

問 関宿町水道事務所（野田市水道部工務課）

以下のとおり変更となります。

給水管の 口径	納付金額	
	合併前	合併後
13 mm	180 000円	100 000円
20 mm	280 000円	289 000円
25 mm	480 000円	510 000円
30 mm	680 000円	
40 mm	1 200 000円	1 559 000円
50 mm	2 100 000円	2 600 000円
75 mm	5 700 000円	7 997 000円
100 mm		16 450 000円
150 mm	町長が別に定める。	管理者が別に定める。
200 mm		
その他		

納付金には、別途消費税が加算されます。
増径に係る納付金は、合併後の納付金の差額となります。
詳しくは、お問い合わせください。

手数料

問 関宿町水道事務所（野田市水道部業務課）

以下のとおり変更となります。

種 類	合併前	合併後
設計審査・し ゆん工検査手 数料	20 mmまで 10 000円	5 800円
	20 mmを超えるもの	
	30 000円	

道路

道路敷地寄付分筆費用補助金

問 関宿町建設課（野田市用地課）

関宿地域に拡大します！

道路敷地を分筆して野田市に寄付した場合には、予算の範囲内において分筆に係る測量及び登記の費用を補助します。なお、補助金の交付を受けるには、補助の要件を満たす必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。

都市計画土地利用

市街化区域内に農地を所有している方へ

問 関宿町都市計画課（野田市都市計画課）

市街化区域内の農地は、良好な生活環境の確保の観点から、農地の計画的な保全をする必要があるため、都市計画において、500㎡以上の一団となった農地など一定要件を満たした農地などは、計画的に保全し「生産緑地地区」として定めることができることとなっています。

「生産緑地地区」に指定された農地などは、一般農地に準じた課税となります。それ以外の市街化区域内農地については、平成15年度地方税法改正により、合併後5年間は現在の農地に準じた課税のまま変わりませんが、それ以降については宅地並み課税となります。また、相続税・贈与税の納税猶予・免除制度については、生産緑地地区の指定を受けなくても適用を受けることができます。

なお、5月中に生産緑地制度の説明会を予定しております。

説明会の日時・場所などについては、4月中に該当者にお配りする予定の「生産緑地説明資料」や「広報せきやど5月号」に掲載しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

市営住宅

問 関宿町都市計画課（野田市建築指導課）

関宿地域に拡大します！

市営住宅の入居者募集は、空家が発生した場合に「のだ市報」を通して募集を行います。応募には、公営住宅法や市の条例で定められた所得制限などの要件があります。また、一部の団地に限り登録制にて入居者を随時募集しています（所得制限などの要件は同じ）。詳しくはお問い合わせください。

広報紙

問 関宿町秘書広報課（野田市秘書広報課）

広報紙は、今まで毎月1日号として各家庭に配布していましたが、合併後は毎月1日号と15日号の2回の配布となります。

文書配布

問 関宿町総務課（野田市総務課）

配布されている各種行事やお知らせ等の文書は、行政区長を通じて毎週1回各家庭に配布していましたが、合併後は広報紙（のだ市報）の毎月1日号と15日号に併せて月2回の配布となります。

配布は自治会長等を通じて自治会等加入世帯に配布されます。

交通・防災

市民交通傷害保険

問 関宿町総務課（野田市市民生活課）

6月6日より市民交通傷害保険の加入募集が始まります。保険期間は6月6日以降の加入日から翌年の4月30日までの期間となります。

現在、交通災害共済に加入の方でも6月6日より市民交通傷害保険に加入できます。

	合併前	合併後
	交通災害共済	市民交通傷害保険
1口	350円（団体会員） 700円（一般会員）	720円（注） （中途加入時は月割保険料）

保険金の支払い対象は日本国内で車両（自動車、バイク、自転車等）に乗っていて衝突、墜落、転覆したりした事故、また、歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故です（航空機、船舶は対象外です）。（注）保険料は年間720円ですが、中途加入となることから6月6日に加入した場合は月割り計算で660円となります（中途加入時、月額1口60円）。

保険への加入・保険金請求について詳しくはお問い合わせください。

6月6日以降は交通災害共済への加入ができなくなります。

自主防災組織資機材交付

問 関宿町総務課（野田市市民生活課）

以下のとおり変更となります。

	合併前	合併後
1組織に対して、1律50万円相当の資機材交付		1組織に対して、基本額20万円+(世帯数×1500円)相当の資機材交付

資機材の種類はこれまでどおりです。

（消火器、担架、救急薬品、ヘルメット、メガホン、ロープ、誘導旗、腕章など）

自主防災組織活動補助金

問 関宿町総務課（野田市市民生活課）

関宿地域に拡大します！

野田市では、自主防災組織の育成並びに住民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的として、自主防災組織の防災活動に対して補助金を交付しています。

自主防災組織が独自に実施した防災訓練に対して、毎年1回補助金を交付します。

補助金の額：自主防災組織の世帯数×200円

商業

融資制度

問 関宿町商工観光課（野田市商工課）

中小企業者又は小企業者に対して貸付を行い、事業資金の融通を円滑にし中小企業の振興を図ることを目的としている「中小企業資金融資制度」は、6月6日以降に実行される融資から野田市の制度が適用され、より有利な内容となります。詳しくはお問い合わせください。

雇用促進奨励金

問 関宿町商工観光課（野田市商工課）

関宿地域に拡大します！

高齢者又は障害者の雇用拡大を容易にするためこれらの方々を雇用する事業主に対し以下のとおり奨励金を交付する制度です。詳しくはお問い合わせください。

対象者	市内に1年以上居住している方で、次のいずれかに該当した場合 公共職業安定所の斡旋により雇用した事業主 労働協約又は就業規則等により定年年齢を60歳以上に定めている事業所で、定年後再雇用した事業主 ・高齢者 55歳以上～65歳未満 ・障害者 身体障害者・療育・精神障害者 保健福祉の手帳交付者
交付金額	各月の賃金の10%（15,000円程度）相当額で、雇用翌月から1年間（年1人180,000円）

各種相談

問 関宿町商工観光課（野田市商工課）

関宿地域に拡大します！

【内職相談】

就業相談員による就業、内職の相談や求人への斡旋を行います。詳しくはお問い合わせください。

日時	月曜から金曜日まで（祝日は除く） 午前10時から午後3時30分
場所	野田市役所商工課

関宿地域に拡大します！

【高齢者・パート職業相談】

公共職業安定所職員による高齢者やパートの求職、求人の相談や斡旋を行います。詳しくはお問い合わせください。

日時	月曜から金曜日まで（祝日は除く） 午前9時から午後4時
場所	野田市役所2階 職業相談室

関宿地域に拡大します！

【労働相談】

労働相談員による賃金、退職金、労働問題など雇用関係や労使問題に関する相談を行います。詳しくはお問い合わせください。

日時	第2・第4日曜日 午前10時から午後5時
場所	野田市役所2階 職業相談室

関宿庁舎も生まれ変わります！

6月6日より1階フロアは関宿支所となり、これまで行っていた窓口業務を継続します。

なお、2階以上は、図書館、コミュニティ会館（小ホール等）、関根名人記念館など、様々な立場、世代の方々が利用できる複合施設として平成16年4月にオープンする予定です。



野田市・関宿町合併記念事業

に皆さんのアイデアを！

野田市と関宿町が6月6日に合併することを受け、新市では、この記念すべき年に両市町の皆さんが一緒になって参加できる記念事業を計画しています。

記念事業にふさわしいさまざまな事業のアイデアを広く市民・町民の皆さんから出していただくため、次の要領で募集します。

募集期間	4月25日(金)必着
応募対象	野田市・関宿町在住の方（年齢制限はありません）
事業の実施期間	6月6日前後から平成16年3月31日まで
募集内容	野田市・関宿町の皆さんが参加でき、両市町の一体感を醸成し、新市をPRできる合併記念としてふさわしい内容の事業 事業は関係団体等の皆さんが中心となって実施していただきます。（選定された事業には、市から必要に応じ、一定の範囲内で補助金を交付します。総額2千万円） 新たな事業のほか、例年行っている事業に「合併記念」などと冠をつけて行うものでも結構です。 提案後、事業内容等について、市との協議や計画書の提出をお願いする場合があります。
応募方法	記念事業のタイトル、内容（100字程度）、事業実施予定団体名等、その事業の実施にかかるおおむねの費用、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法により、下記の応募先へお送りください。
結果発表	「記念事業選定委員会」による決定後、6月の「のだ市報」「広報せきやど」で発表の予定です。
応募先と問合せ	・〒278 8550 野田市・関宿町合併協議会事務局（野田市役所2階） ・ファックス（7125 5671） ・Eメール （gappei@rail.city.noda.chiba.jp）

関宿町役場 TEL 7198-1111(代)

野田市役所 TEL 7125-1111(代)

合併全般に関するお問い合わせは下記までお願いします。

野田市・関宿町合併協議会事務局（野田市役所2階） TEL 7123-1190(直)